

平成26年6月12日

組合員各位

越前漆器協同組合長

武生労働基準監督署長

有機溶剤業務における管理の徹底について（お願い）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当組合の運営および労働基準行政の推進にご理解ご協力を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、漆器等を製造する上で、塗装工程、蒔絵工程及び上塗工程の作業においては、有機溶剤を含んだ染料、漆等を使用している場合があります。その場合に溶剤の種類によっては、重篤な病気の原因となるものがあり、実際に印刷業者が、溶剤の不適切な管理により、作業に従事していた労働者の中から、胆管がんを発生させて大きな社会問題として取り上げられたところです。また、その印刷業者においては、安全衛生管理体制において法律上の不備も認められたことから、所轄労働基準監督署により書類送検されました。

このように、有機溶剤等を使用する事業場においては、未だに労働者への暴露防止対策や健康管理対策に問題が認められております。

つきましては、製造工程において有機溶剤等を労働者に使用させる場合には、有機溶剤中毒予防規則（労働安全衛生法の特別則）に基づいた管理の徹底をお願い申し上げます。

なお、管理する内容については、別添パンフレット「有機溶剤を正しく使いましょう」を同封しますので、6月以内ごとの有機溶剤健康診断の実施、有機溶剤作業主任者の選任、局所排気装置の設置、作業環境測定の実施、有機ガス用防毒マスクの使用等（※）を適正に管理して頂きますようお願い申し上げます。

また、管理の内容等不明な点がございましたら、下記担当者あてお問い合わせいただきますよう併せてお願い申し上げます。

※ 参考資料として各種機関等一覧表を同封いたしますので、必要に応じご活用ください。

武生労働基準監督署

〒915-0814

福井県越前市中央1丁目6番4号

担当者：安全衛生課 加藤・青山

TEL0778-23-1440

FAX0778-23-6254